

市第102号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可(消費税率引上げ関連) について

1 変更の趣旨

消費税率変更(5→8%)に伴い、地方独立行政法人法第23条に基づき定める「公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限」を一部変更します。

2 変更の内容

(1) 消費税率が5%から8%に上げられることを踏まえ、

ア 一定の算定額に「1.05 を乗じて得た額」と規定されている箇所を「1.08 を乗じて得た額」に、

イ 消費税額を含む金額を提示している箇所について、その金額を 1.05 で除し、1.08 を乗じて得た金額(10円未満の端数は切捨て) に変更します。

なお、駐車場使用料については、上記の計算の結果、増加分は10円未満であったため、変更を行いません。

(2) 以下の2か所について、通常の保険診療外で患者の選定に基づき全額を自己負担する選定療養が対象であることを明確にするため文言整理を行います。

ア 第14項 他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受ける場合の手数料

イ 第16項 特別室の使用料

(3) センター病院の特別室F室は平成23年4月に抹消されましたが、これまで『料金の上限』からは削除していなかったため、削除します。

【参 考】

○ 地方独立行政法人法(抜粋) (料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限【新旧対照表】

現 行	変 更 案
<p>9 一般診療(次項から第13項までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。) 次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額</p>	<p>9 一般診療(次項から第13項までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。) 次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p>
<p>14 他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受ける場合の手数料 第9項第1号に掲げる算定方法により初診料及び診療情報提供料(紹介に係るものに限る。)として算定される額の合計額に相当する額に<u>1.05</u>を乗じて得た額</p>	<p>14 健康保険法第63条第2項第4号(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養(以下「選定療養」という。)として他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受ける場合の手数料 第9項第1号に掲げる算定方法により初診料及び診療情報提供料(紹介に係るものに限る。)として算定される額の合計額に相当する額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p>
<p>16 入院時の特別室の1日当たりの使用料</p> <p>(1) 横浜市立大学附属病院</p> <p>ア 1人室</p> <p>ア) A室 <u>26,250円</u></p> <p>イ) B室 <u>23,100円</u></p> <p>ウ) C室 <u>16,800円</u></p> <p>エ) D室 <u>9,450円</u></p> <p>オ) E室 <u>6,300円</u></p> <p>イ 2人室 <u>3,150円</u></p> <p>(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター(1人室)</p> <p>ア A室 <u>39,900円</u></p> <p>イ B室 <u>26,250円</u></p> <p>ウ C室 <u>19,950円</u></p> <p>エ D室 <u>15,750円</u></p> <p>オ E室 <u>11,550円</u></p> <p>カ F室 <u>7,350円</u></p>	<p>16 選定療養として特別の病室の提供を受ける場合の1日当たりの使用料</p> <p>(1) 横浜市立大学附属病院</p> <p>ア 1人室</p> <p>ア) A室 <u>27,000円</u></p> <p>イ) B室 <u>23,760円</u></p> <p>ウ) C室 <u>17,280円</u></p> <p>エ) D室 <u>9,720円</u></p> <p>オ) E室 <u>6,480円</u></p> <p>イ 2人室 <u>3,240円</u></p> <p>(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター(1人室)</p> <p>ア A室 <u>41,040円</u></p> <p>イ B室 <u>27,000円</u></p> <p>ウ C室 <u>20,520円</u></p> <p>エ D室 <u>16,200円</u></p> <p>オ E室 <u>11,880円</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>18 診断書等の交付手数料</p> <p>(1) 診断書</p> <p>ア 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの 1通 <u>5,250円</u></p> <p>イ その他の診断書 1通 <u>2,620円</u></p> <p>(2) 証明書</p> <p>ア 医師の診断を必要とする証明書 1通 <u>2,620円</u></p> <p>イ その他の証明書 1通 <u>1,050円</u></p> <p>(3) その他の文書 1通 <u>1,050円</u></p>	<p>18 診断書等の交付手数料</p> <p>(1) 診断書</p> <p>ア 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの 1通 <u>5,400円</u></p> <p>イ その他の診断書 1通 <u>2,700円</u></p> <p>(2) 証明書</p> <p>ア 医師の診断を必要とする証明書 1通 <u>2,700円</u></p> <p>イ その他の証明書 1通 <u>1,080円</u></p> <p>(3) その他の文書 1通 <u>1,080円</u></p>